【用語集】

用語	内容
（ア行）	
雨水浸透トレンチ	雨水浸透トレンチとは、浸透管（有孔管（管を構成する部材そのものに透水性がなく、管に直接孔を開けたものを指します。）等）とその周囲の充填材から構成される構造物及びこれと同等のもので、雨水を導き、その側面や底面から雨水を地中に浸透させる施設です。
雨水浸透ます	雨水浸透ますとは、雨水浸透の機能を有する施設で、ますの底面や側面に穴が開いている等、水が通りやすい構造のものをいい、その周りを砕石で充填する等し、ますに集水した雨水を地下に浸透させるものです。
雨水タンク	雨水タンクとは、屋根に降った雨を貯めて、植木や庭への散水など、生活用水として利用するための一時貯留槽です。雨水タンクを設置することにより、雨水を有効活用することができ、大雨の時は河川への雨水の流入を抑え、洪水対策にも役立ちます。
雨水貯留浸透施設	雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設です。都市化によって低下した流域の雨水貯留浸透機能を回復させる効果等があります。
雨水流出抑制施設	雨水流出抑制施設とは、雨水が直接下水道管渠や河川に流れ込むのを防ぎ、少しでも河川等への負担を軽減するための施設です。雨水流出抑制施設として主に、雨水を一時的に貯留する貯留施設（貯留槽や貯留池、調整池等）と雨水を地中に浸透させる浸透施設（雨水浸透ますや雨水浸透トレンチ等）があります。
屋上緑化	建築物の屋上に植物を植えて、緑化することをいいます。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着、自然性の回復等の効果があります。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。

【用語集】

用語	内容
（カ行）	
管渠（かんきょ）	汚水や雨水を集めて、下水処理場や放流先（河川や海）まで導くための管のことです。
既往最大降雨（きおうさいだいこうう）	既往とは「過去。または、すんでしまった事項」のことであり、既往最大降雨とは過去に降った降雨の中で最大のものをいいます。
降雨強度（こううきょうど）	降雨の強弱を、単位時間あたりの降雨量（一般的に時間あたり何ミリと表現します。）で表したものです。
洪水（こうすい）	台風や前線などによって流域に大雨が降った場合、河川の水位が上昇し、河川を流れる水の量が急激に増大すること。また、その水が堤防から氾濫（はんらん）し、流出することをいいます。
校庭貯留（こうていちょりゅう）	校庭・運動場の全部または一部を利用して設ける貯留施設をいいます。降った雨水を集水し、校庭や運動場の地下に設置した貯留施設（プラスチック製やコンクリート製等）の内部に雨水を貯める方式や貯留箇所を低く掘り下げて雨水を貯める方式等があります。
（サ行）	
時間最大雨量（じかんさいだいうりょう）	１時間に降った雨の最大の雨量であり、単位は時間あたり何ミリで表示されます。
止水板（しすいばん）	河川や下水道があふれた場合に、地下施設等への雨水の浸入を防ぐために設置される板状のものをいいます。
浸透施設（しんとうしせつ）	雨水浸透とは、降雨が地表面から地中に浸入する現象をいい、雨水流出量を減少させるための洪水対策や地下水涵養等に有効であるとされています。このように雨水を地下へ浸透させるための施設を浸透施設といいます。浸透施設には構造の違いにより、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装などがあります。
浸透側溝（しんとうそっこう）	U型溝等の底面や側面に透水性のコンクリート材を使用し、その周囲を砕石で充填して、集水した雨水を地下に浸透させる側溝類をいいます。
総合治水対策（そうごうちすいたいさく）	総合治水対策とは、急激な都市化によって河川への雨水の流入量が増加したことに対する治水対策であり、河川整備とともに、下水道対策や流域対策を行うことによって、治水安全度の向上を図るものです。

【用語集】

用語	内容
（タ行）	
地下水の涵養（ちかすいのかんよう）	地下水の涵養とは、雨水や河川水などが地下に浸透して帯水層に水が供給されることを言います。 なお、帯水層は、地下水を蓄えている地層であり、通常は粘土などの不透水層（水が流れにくい地層）にはさまれた、砂や礫（れき）からなる多孔質浸透性の地層（空隙が多く水の流れやすい地層）をさします。
地球温暖化（ちきゅうおんだんか）	地球は、太陽光のエネルギーを受けて温（あたた）められている一方で、この温められた熱エネルギーを宇宙空間に放出しています。この双方の反復運動がバランスよく行われることにより、国民一人ひとりが住みやすい平均した温度を保っています。ところが二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上がると、温められた熱を宇宙空間に放出する運動が妨げられ、地球が温室バリアーで包まれた状態になり、地表や海洋の温度が長期的に見て上昇します。この現象を地球温暖化といいます。
地区計画（ちくけいかく）	地区計画とは、都市計画法に基づき、一定のまとまりをもった「地区」を対象に、その地区の実情にあったきめ細かな規制や誘導を行う制度です。地区計画の内容は、その地区を将来どのような街にするかを示す「地区計画の方針」と具体的な街づくりルールを定めた「地区整備計画」から構成されています。地区整備計画では、道路や公園などの地区施設と、建物の用途、形態制限や、樹林地の保全など土地の利用に関することを定めることができます。
治水（ちすい）	治水とは、河川の氾濫・高潮等から、住民の生命と財産・社会資本基盤を守ることをいいます。
調整池（ちょうせいち） 調節池（ちょうせつち）	大雨の時に、雨が降ったその場所で雨水を貯留するのではなく、下水道や水路等によって集水した雨水や河川が増水したときの水を一時貯留し、下流の河川や下水道などの施設の負担を軽減させたり、水害を防止するための施設です。東京都では、河川管理者が管理する施設を「調節池（ちょうせつち）」、下水道管理者が管理する施設を「調整池（ちょうせいち）」として使い分けています。

【用語集】

用語	内容
（タ行）	
貯留施設（ちょりゅうしせつ）	公園、校庭、集合住宅の棟間等の空地に、本来の土地利用機能を損なうことがないように、主として浅い水深にて雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出抑制を図る施設を言います。建築物の地下を利用し、設置する貯留槽も含まれます。
貯留槽（ちょりゅうそう）	敷地内に降った雨水を雨どい等を通して引き入れ、一時的に雨水を貯めることができるものであり、通常、駐車場の地下等に設置されます。
透水性舗装（とうすいせいほそう）	駐車場や道路において、透水性（水が浸み込みやすい）アスファルトや透水性コンクリート等の空隙（くうげき）を有する材料で造られ、本体及び目地（めじ）（材料と材料の継ぎ目のことを言います）を通して雨水を地中に浸透させる施設をいいます。
都市型水害（としがたすいがい）	都市化された地域において、河川や下水道の能力を超える雨が降った時に起きる水害のことをいいます。都市型水害の主な要因としては、市街化の進展や道路のアスファルト化等の影響により、雨水が地下にしみ込むことのできる範囲が少なくなっていることや地下街・地下鉄等による土地利用の高度化の進展及びヒートアイランド現象や地球温暖化が原因と言われる集中豪雨の発生等が挙げられます。
土（ど）のうステーション	浸水に対して早めに対策を行うことで、被害を最小限にすることが重要であることから、豪雨時等のときに、区民のみなさんが自由に土のうを持ち出せる土のう置き場のことをいいます。
（ナ行）	
内水氾濫（ないすいはんらん）	河川の水が堤防から溢れたり、それによって河川の堤防が破堤した場合等に起こる洪水のことを外水氾濫といいますが、内水氾濫は下水道管渠の能力を上回る降雨や河川の水位上昇により、下水道管渠や水路等から水が溢れ、その水が低地に集まる現象をいいます。
（ハ行）	
排水（はいすい）ポンプ	管渠等により集められた雨水や地下・半地下にたまった雨水をくみ上げて、強制的に下水道や河川へ排水するためのポンプです。
パブリックコメント	重要な施策等を策定する際に、素案などの段階で住民の皆さんへ公表し、住民の皆さんから意見や提案を募集することをいいます。

【用語集】

用語	内容
（ハ行）	
ヒートアイランド現象（げんしょう）	都市域の気温が周辺部より高くなる現象をいいます。冷暖房や排気ガスなど人工熱の放出と、気温の上昇を抑える緑地の減少などが原因とされています。
（ヤ行）	
湧水（ゆうすい）	湧水（ゆうすい）とは、地中にある地下水が自然にわき出したものをいいます。（湧き水（わきみず））
（ラ行）	
流域（りゅういき）	流域とは、降雨や降雪がその河川に流入する全地域（範囲）のことをいいます。集水（しゅうすい）区域と呼ばれることもあります。
流域対策（りゅういきたいさく）	流域対策とは、流域内に雨水貯留浸透施設や各家庭に雨水浸透ますなどを設置して、雨水が河川へ流れ込む量を一時的に抑える対策のことをいいます。
（ム行）	
棟間貯留（むねかんちょりゅう）	集合住宅等の団地において、建物と建物の間にある空地等に設ける貯留施設をいいます。

参考：「戸建住宅における雨水貯留浸透施設設置マニュアル」（平成１８年３月）
社団法人雨水貯留浸透技術協会
「下水道用語集２０００年版」（平成１１年度）社団法人日本下水道協会
「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（案）」（平成２０年度）東京都総合治水対策協議会
「鶴見川水系河川整備計画」（平成１９年３月）国土交通省関東地方整備局、東京都、神奈川県、横浜市
「鶴見川流域水害対策計画」（平成１９年３月）国土交通省関東地方整備局、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、町田市、稲城市
「みどりの事業概要２００８（平成２１年１月）」　世田谷区みどりとみず政策担当部

「世田谷区豪雨対策基本方針」（修正版）
～水害に強い安全・安心のまち世田谷～

平成２１年１０月　初版
平成２８年　３月　修正

編集・発行：　世田谷区　土木事業担当部　土木計画課
〒154-8504　東京都世田谷区世田谷 4-21-27
TEL　03-5432-2365　FAX　03-5432-3026